

事業の概略が決定した段階で、当該区域内における埋蔵文化財等の所在状況について、福崎町教育委員会に照会してください。（→埋蔵文化財包蔵地確認依頼書）

事業区域が埋蔵文化財包蔵地であった場合、福崎町教育委員会と協議が必要となり、文化財保護法第93条に基づいて手続きを行わなければなりません。（→6号様式2 埋蔵文化財発掘届出書）また、現在埋蔵文化財包蔵地に該当していない場合でも、試掘調査の必要があると教育委員会が認めた場合は、調査の協力をお願いします。（→予備調査依頼書）

